

一般競争入札の実施（公告）
役務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年5月9日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

名称：職員健康診断業務委託
仕様：詳細については入札説明書添付の仕様書による。

(2) 履行期間

契約日から令和7年3月31日

(3) 履行場所

長崎県島原病院

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 1(1)の業務にかかる「一般競争入札にかかる資格審査の実施（告示）」の参加資格に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県から指名停止の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2(2)に掲げる入札参加資格を得るための申請の方法

2(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格等において定める競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

(1) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（名称）長崎県島原病院総務係
（住所）〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地
（電話）0957-63-1145（代表）

(2) 申請の時期

この公告の日から令和6年5月22日までとする。

4 入札の方法等

(1) 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、別表定期健康診断、特定業務従事者健康診断の項目ごとに消費税抜き価格相当額（単価）を記載の上、その合計額を記載すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(4) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができないこと。

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

（名称）長崎県島原病院総務係
（住所）〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地
（電話）0957-63-1145（代表） （FAX）0957-63-4864

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
入札説明書については次の期間及び場所において交付する。
 - (1) 交付期間
令和6年5月9日から令和6年5月22日までの平日午前9時から午後5時まで（土日・祝祭日を除く）。
 - (2) 交付場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の日時及び場所
(日時) 令和6年5月28日(火) 午前10時00分
(場所) 長崎県島原病院 3階会議室
入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積金額（消費税及び地方消費税を加えた金額）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 長崎県島原病院長を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同種、同規模の契約の履行証明書等（2件以上）を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を加えた金額）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 長崎県島原病院長を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同種、同規模の契約の履行証明書等（2件以上）を提出する場合
- 11 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
 - (7) 長崎県が行う各種契約からの暴力団排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価が、それぞれの予定単価の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札単価にそれぞれの予定人数等を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う。

14 落札決定の取消

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。